

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ウズベキスタ ン	中等教育機材整備計画のための 贈与に関する日本国政府とウズ ベキスタン共和国政府との間の 交換公文	中等教育機材整備計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	707,000千円 H17.1.22まで	H16.1.23 タシケン トで (同日)	日本側 河東哲夫在ウズベ キスタン大使 ウズベキスタン側 ガニエ フ・エリヤル・ヤジドビ チ副首相	H16.7.22 375号
ウズベキスタ ン	食糧増産援助に関する日本国政 府とウズベキスタン共和国政 府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその 輸送に必要な役務の供与	420,000千円 H17.3.18まで	H16.3.19 タシケン トで (同日)	日本側 河東哲夫在ウズベ キスタン大使 ウズベキスタン側 ジュエラ エフ・アブドゥラザイロフ農 業水利大臣	H17.3.24 135号
ウズベキスタ ン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とウズベキ スタン共和国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉強に必要な経費の供与	368,000千円 (H16年度 44,000千円) H17.3.31まで (H17年度 159,000千円) H18.3.31まで (H18年度 94,000千円) H19.3.31まで (H19年度 71,000千円) H20.3.31まで	H16.6.18 タシケン トで (同日)	日本側 河東哲夫在ウズベ キスタン大使 ウズベキスタン側 アリシ エル・アバソフ副首相	H17.5.9 254号
ウズベキスタ ン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とウズベキ スタン共和国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉強に必要な経費の供与	174,000千円 H17.3.31まで	H16.6.18 タシケン トで (同日)	日本側 河東哲夫在ウズベ キスタン大使 ウズベキスタン側 アリシ エル・アバソフ副首相	H17.5.9 255号
ウズベキスタ ン	第二次道路建設機材整備計画の ための贈与に関する日本国政府 とウズベキスタン共和国政府と の間の交換公文	第二次道路建設機材整備計画を実施するために必要 な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	976,000千円 H18.1.25まで	H17.1.26 タシケン トで (同日)	日本側 橋本祐一在ウズベ キスタン大使 ウズベキスタン側 ガニエ フ・エリヤル・ヤジドビ チ副首相	H17.6.29 548号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ウズベキスタ ン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本政府とウズベキ スタン共和国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	99,000千円 H18.3.31まで	H17.8.12 タシケン トで (同日)	日本側 楠本祐一在ウズベ キスタン大使 ウズベキスタン側 ルスタ ム・シモフ副首相兼中高専 門教育大臣	H17.9.5 882号
ウズベキスタ ン	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本政府とウズベキ スタン共和国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	300,000千円 (H17年度 34,000千円) H18.3.31まで (H18年度 135,000千円) H19.3.31まで (H19年度 78,000千円) H20.3.31まで (H20年度 53,000千円) H21.3.31まで	H17.9.9 タシケン トで (同日)	日本側 楠本祐一在ウズベ キスタン大使 ウズベキスタン側 ルスタ ム・シモフ副首相兼中高専 門教育大臣	H17.10.3 986号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。